案件番号:121124009

令和6年度

鹿島港ケーソンヤード排水設備設置等業務

特 記 仕 様 書

令 和 6 年 1 月 国土交通省関東地方整備局 鹿島港湾・空港整備事務所 1. 業務概要

本業務は、鹿島港のケーソンヤードの排水設備の設置等業務を行うものである。

2. 履行場所

茨城県 鹿島港ケーソンヤード内(別添図参照)

3. 履行期間

令和6年 4月 1日から令和7年 3月 31日までとする。

4. 管理用基準

基準面:発注者の管理用基準面とする。

鹿島港 (T.P.-0.910m)(測地成果2011)

基準点:詳細については当所係官の指示による。[世界測地系](測地成果2011)

5. 内容

工種名称	規格・形状寸法	単 位	数 量	参考数量	摘 要
排水設備設置等					
排水設備設置·撤去		式	1		
	水中ポンプ 200V, 19kw, 5m3/min以上	式	1	1台	
	フロート起動盤	式	1	1台	
	配管材(鋼管 ϕ 150A)	式	1	30. 5m	
	配管材(エルボ150A×90°)	式	1	5個	
	亜鉛板交換(70×150×20)	式	1	1回	

6. 支給材料及び貸与物件

6-1 支給材料

なし

6-2 貸与物件

なし

7. 仕様

7-1 総 則

本特記仕様書に定めのない事項については、「港湾工事共通仕様書」(国土交通 省港湾局 令和5年3月)の定めによるものとする。

なお、設計図書公表後、共通仕様書等の改訂により実施内容に変更が生じた場合は、当所係官と協議し実施するものとする。

7-2 排水設備設置等

- 1) 排水設備の稼働に必要な設備は受注者が用意すること。
- 2) 排水設備については、契約期間内のリース費用を計上する。
- 3) 排水設備の設置については、別添図の位置に設置するものとする。 なお、設置にあたっては、既設構造物に損傷を与えないよう十分留意しなければ ならない。
- 4) 排水設備は、4月に設置するものとし、設置期間満了後、速やかに撤去するものとする。
- 5) 亜鉛板は、10月に交換するものとするが、交換時期は、当所係官の承諾を得る ものとする。

6) 排水設備運転にかかる電力については、当局指定場所より支給するものとする。

8. その他

8-1 一般事項

1) 本業務の履行にあたっては、工程等について当所係官と連絡を密にして施工するものとする。

8-2 検査

本特記仕様書のとおり実施されたことの確認をもって検査とする。

8-3 支払

代金の支払いは上記検査終了後、受注者からの適法な請求書を受理した日から起算して、30日以内に支払うものとする。

8-4 本特記仕様書に疑義が生じた場合は、すべて当所係官と協議して決定しなければならない。

以 上

令和6年度

<u> 鹿島港ケーソンヤード排水設備設置等業務</u>

図番	名	称	摘要
1	位置図		
2	ケーソンヤード構造図		



